

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同で
設立・運営している法人です



No.5

発行日 令和3年5月14日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『後見制度はよくご理解のうえご利用を』 多摩南部成年後見センター所長 小林正人

法定後見人を付けた後、主に御家族からこんなはずではというお声が少なくありません。本人の預金引出し、自宅売却等あてにしていたことが後見人がやり終えても、基本後見人もういらぬですとはいへません。本人の金融資産額に依り最低月2万円程度の費用が本人の死亡までかかります。後見人が付いたら息子等家族といえども本人の財産を少額でも使えません。借りることも。本人の資産で高利回りを狙った積極的投資はできません。生前贈与等本人財産への相続対策はできません。本人は遺言を書けません。他のことも含め、以上の特徴を事前によく知って利用するのが重要ですね。



『支援員ってこんな人（その1）』



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します！

たまなんレターをご覧の皆様、はじめまして。支援員その1です。
北の大地で道産子として生まれ、隣県の大学で福祉を学びました。
就職の時には、ちょうど氷河期。多摩南部成年後見センターの前身である
調布市社会福祉協議会で利用者支援施策調査研究事業の嘱託相談員として拾
って頂き、多摩市・稲城市を担当させていただいたのが、ご縁でセンター設
立から支援員をしています。

産休や育休の際に市民後見人さんにもお祝いして頂いたのが嬉しい思い出
です。

支援員は、本人訪問や病院受診同行等、業務で外出する機会が多く、出張
先での食事の確保のため、各市のおすすめのお店あれば教えて頂けると嬉し
いです。

ただ、最近は面会の主流はウェブ面会なので、コロナが終息したら1年以上
ぶりになるご本人とお会いする方が楽しみになりそうです。

さて、今回は「支援員ってこんな人（その2）」です。お楽しみに。

【最近の情報コーナー】

成年後見制度利用促進ポータルサイト

■厚生労働省による成年後見制度利用促進についてご案内するポータルサイトを公開されました。

支援をうけるご本人や後見人、さまざまな機関のみなさまへ向けて資料や動画など多くの役立つ情報を掲載してありますので、ぜひご覧ください。

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

《連載》質問です！こんなとき、どうするの？



市民後見人さんから寄せられる「よくある質問」を連載します！

Q 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりました。接種を受ける際の同意など、後見人等の役割について教えてください。

A 予防接種法令上では、予防接種を受けるに当たっては接種を受ける方、又はその保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれます。被後見人が接種を受けるに当たっては、まずご本人に、必要な情報を伝え、可能な限りご本人の意思を確認しましょう。なお、保佐人、補助人、任意後見人による同意の署名はできませんので、本人の同意に基づき、自署または代筆となります。

詳細は「成年後見制度利用促進ニュースレター第29号」に掲載されています。

厚生労働省ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

【ポイント】

- ① 本人の意思が確認でき、署名が出来る場合⇒自署
- ② 本人の意思は確認できるが、署名が出来ない場合⇒代筆（病院・施設職員、成年後見人等）
- ③ 本人の意思が確認できない場合⇒家族や医療・ケアチーム等の関係者（相談員など）と相談しながら判断する。施設（病院）には、協議内容及び接種後の経過を記録し、変化がある場合には、後見人へ連絡することを願います。

*①②③のいずれの経過も後見事務経過一覧に記していきましょう。

「接種に関する意向確認書」「予診票」などが届き、判断に迷う場合は、個別に対応しますので、監督人へご相談ください